

2 香美監査第7号
令和2年8月19日

香美市長 法光院 晶一 様

香美市監査委員 岡本 明弘
香美市監査委員 岩崎 昭雄
香美市監査委員 小松 紀夫

令和元年度香美市資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、令和元年度の資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和元年度香美市資金不足比率の審査意見

1 基準に準拠している旨

監査委員は、香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定による審査）

3 審査の対象

令和元年度の各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、適正に作成されているか、算定過程に誤りがないか等を主眼とした。

5 審査の実施内容

資金不足比率の算定の基礎となる書類を確認し、資金不足比率と突合するとともに、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

6 審査の実施場所及び日程

香美市役所 監査委員事務局 ・ 令和2年8月19日（水）

7 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、すべての比率は早期健全化基準未満となっている。

記

【単位：千円、％】

各公営企業会計	資金不足額又は資金剰余額	事業の規模	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	310,553	201,533	—	20.0
工業用水道事業会計	42	0	—	
簡易水道事業特別会計	144	136,493	—	
公共下水道事業特別会計	503	220,383	—	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	6,725	31,630	—	
農業集落排水事業特別会計	11	2,313	—	

※ 資金不足が生じている場合は、負の値（△）で、資金剰余額が生じている場合は正の値で表記している。また、資金剰余額が生じている場合は、資金不足比率は「－」と表記している。